



3月14日 東京地裁 判決 「被後見人選挙権制限は憲法違反」 勝訴です！



サクラサク
今年の春は早
かった

全国で一番早く裁判が始まっていた東京地裁で、3月14日に判決が出ました。全面勝訴です。

被後見人の選挙権を制限することを、

憲法違反だと明確に断じています。定塚誠裁判長は被告に対して直接、「選挙権を行使して、社会に参加してください」と述べました。

判決要旨(抄)

【主文】

- 1 原告が、次回の衆議院議員の選挙及び参議院議員の選挙において投票することができる地位にあることを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

成年被後見人とされた者が総じて選挙権を行使するに足る能力を欠くわけでないことは明らかであり、実際に、自己の財産等の適切な管理や処分はできなくても、選挙権を行使するに足る能力を有する成年被後見人は少なからず存すると認められる。

… そもそも後見開始の審判を受け、成年被後見人になった者も、我が国の「国民」である。憲法が、わが国民の選挙権を、国民主権の原理に基づく議会制民主主義の根幹をなすものとして位置付けているのは、自らが自らを統治するという民主主義の根本理念を実現するために、さまざまな境遇にある国民が、この国がどんなふうになったらいいか、どんな施策がされたら自分たちは幸せかなどについての

意見を、自らを統治する主権者として、選挙を通じて国政に届けることこそが議会制民主主義の根幹であることに他ならない。… 我が国の国民には、望まざるにも関らず障害を持って生まれた者、不慮の事故や病によって障害を持つにいたった者、老化という自然的な生理現象に伴って判断能力が低下している者など様々なハンディキャップを負うものが多数存在する。そのような国民も、本来、我が国の主権者として自己統治をおこなう主体であることは言うまでもない。

…我が国の成年後見制度は、国際的な潮流の中で、自己決定の尊重、残存能力の活用及びノーマライゼーションという新しい理念にも基づいて制度化されたものであるから、選挙権を行使するに足る能力を有する成年被後見人から選挙権を奪うことは、成年後見制度の趣旨に反するものである。

… 公職選挙法11条1項1号は憲法に違反して、無効であるといわざるを得ない。

傍聴の心得

写真は禁止
ケータイは電源off

メモはOK。どんどんメモしよう

傍聴は、「おはようございます」の気持ちいいあいさつから

谷垣法務大臣の地元事務所に 原告が直接要請行動

平成25年3月25日

国会議員 谷垣禎一 様

成年後見選挙権 東京裁判の判決を受け止め、 国は控訴を止めるようにしてください

目標

- ・京都訴訟も、絶対勝とう。
- ・東京訴訟の控訴を、断念させよう
- ・公職選挙法を、早く改正させよう

3月14日に東京の裁判所で、判決が出ました。成年後見をすると、自動的に選挙権を奪ってしまうことの裁判です。そんなのは憲法違反だ、という判決でした。私は京都の裁判所で同じ裁判をしていますから、この判決はとても勇気づけられました。

3月24日に東京で集会がありました。全国で裁判をしている原告が、4人とも集まりました。みんな早く、また選挙に行きたいと思っています。私たちは成年後見を受けるまで、選挙に行き行って投票していました。それを続けたいと言っているだけです。同じことを思っている人は、全国にいっぱいいると思います。その気持ちを分かってください。

国は控訴して、裁判を長引かせるのはおかしいです。控訴しないように国に言ってください。

後見を受けたら選挙権がなくなる法律は、おかしいです。そんな法律は、国会で変えてください。次の選挙では、投票に行きたいです。お願いします。

田中康夫



提訴2周年 支援集会

日時：2013年5月3日（金曜、憲法記念日） 午後1時30分から
場所：キャンパスプラザ（JR京都駅北1分、ビッグカメラ前）

京都地裁次回 第10回 2013年6月3日(月) 10時30分から 101号